

『登録事項等証明書』請求方法の変更について

国土交通省では、個人情報保護を強化する観点から、『登録事項等証明書』請求交付業務について平成19年11月19日(月)(予定)より下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

1. 請求の際に明らかにしていただく事項（交付請求書に記載してください。）

項目	記事
(1) 請求の事由	<p>① 何のために必要なかを具体的に記入して下さい。</p> <p>② 不当な目的の場合、交付できません。</p>
(2) 請求者の氏名及び住所	<p>① 請求に来られた方の個人の氏名、住所を記載してください。</p> <p>② 請求書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された運転免許証等の提示が必要です。（下記2参照）</p>
(3) 自動車登録番号及び車台番号	<p>① 『自動車登録番号』だけでは請求できません。 『自動車登録番号』と『車台番号の下7桁』の記載が必要です。</p> <p>② 『車台番号』だけでの請求はできますが、全桁の記入が必要です。</p> <p>※ 例外：『自動車登録番号』だけで請求できる場合 私有地における放置車両の所有者・使用者を確認する場合 <input type="radio"/>車両が放置されている場所 <input type="radio"/>見取り図 <input type="radio"/>放置期間 <input type="radio"/>放置車両の写真 を明確にして請求してください。</p> <p>【様式については、窓口でお尋ね下さい。】</p>

2. 請求者の本人確認を行う際に提示していただく書類（請求の際、窓口で提示してください。）

交付請求書に記載されている氏名及び住所が記載されているもので、以下のいずれかのもの

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険の被保険者証
- (3) 外国人登録証明書
- (4) 住民基本台帳カード
- (5) その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

(JASPA10月号 P12)

業務委員会が開催されました

標記委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

- ◇日 時 平成19年9月13日(木) 16:00~18:00
- ◇場 所 振興会 会議室
- ◇出席者 須田委員長、川口副委員長、堤委員、小沢委員、秋山委員、保坂委員
内田委員、
- ◇会議事項
- (1) 振興会・商工組合施設等の見直し
 - 1) 各施設再構築計画(グランド・デザイン)について
 - 2) その他
 - (2) 窓口業務の改善強化
 - 1) 予約電算化システムの入替え計画について
 - 2) その他
 - (3) その他

予約キャンセル状況について

9月分の無断キャンセルは、ありませんでした。ご協力ありがとうございました。

吉田出張検査予定表(10月)

普通車	軽自動車
3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水)	12日(金)・26日(金)

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」9月分当選発表

事 業 場	認 証	支 部	事 業 場	認 証	支 部
(有) 小沢自動車修理工場	253	甲府東	山田自動車整備工場	856	南巨摩北
青柳自動車工業所	16	甲府西	御坂自動車修理工場	165	東 八
三友自動車工業 (有)	15	甲府南	石川自動車整備工場	377	東 八
(有) マツダサービスステーション	34	甲府南	米山自動車工場	629	東 八
神戸自動車整備工場	793	甲府南	小宮山モータース	707	東 八
(株) オートサービス	976	甲府南	小林自動車工業	789	東 八
(有) 塩部モータース	189	甲府北	三富自動車工業	782	日下部
青木自動車商会	407	甲府北	(有) 内川自動車工業	344	塩 山
山崎自動車整備工場	157	峠 北	森山自工	842	塩 山
明野自動車整備工場	345	韋 崎	(有) 山和	1191	塩 山
樋口自動車整備工場	882	韋 崎	岳麓マツダ自動車 (株)	292	岳 麓
ボディーショップカサワ	986	韋 崎	西吉田自動車整備工場	852	岳 麓
井上モータース	355	南アルプス南	(有) 古屋モーター販売	994	岳 麓
新津モータース	413	南アルプス南	杉林モータース	786	都 留
八田自動車整備工場	760	南アルプス北	志村自動車整備工場	894	都 留